

【点検結果表の別紙】

《代替案の設定に係る補足説明》

○ 当省の照会

代替案について、「津波、高潮等の発生時における緊急措置を法令に規定せず、物件の使用等について所有者の承認を前提とし、被害防止の業務について付近の居住者等の自主的な取組として実施する。」と記載しているがこれはベースラインとすべき内容であり、これとは異なる適切な代替手段を明示する必要がある。なお、ベースラインとすべき内容以外に、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

○ 国土交通省の説明

当該評価書で示した代替案は、規制ではなく、「津波、高潮等の発生時における緊急措置を法令に規定せず、物件の使用等について所有者の承認を前提」とする案であり、当該案を実施するためには、災害時に通常想定される行政事務に対応するための体制（現状の体制）を必要以上に強化するなどの行政事務を海岸管理者に課すこととなるもので、ベースラインとは異なる案（ベースラインより行政経費を懸けて不測の事態に対応する案）であると言える。